特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０１３号

東京都渋谷区神宮前１丁目14番32号原宿アパートメンツ502

清算株式会社　株式会社アール・プランニング

代表清算人　長尾　隆史

1　決定年月日　平成22年３月11日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定の確定した日から１か月以内に、換価代金から、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額（以下､｢必要な費用」という。)を控除した残額を、各協定債権の元本額に応じて按分して弁済する。但し、１円未満の端数は切り捨てる。

2　各協定債権者は、前項による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を免除する。

3　本協定による弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座へ振込む方法により実施し、振込手数料は協定債権者の負担とする。

4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し､各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

東京地方裁判所民事第８部

更生手続開始

平成２２年（ミ）第６号

東京都港区虎ノ門３丁目４番７号

更生会社　株式会社ウィルコム

代表者代表取締役　久保田幸雄

1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時

2　主文　株式会社ウィルコムについて更生手続を開始する。

3　管財人　腰塚　和男

4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し､又はその財産を交付してはならない。

5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成22年５月12日まで

6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成22年６月30日から平成22年７月７日まで

7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成22年７月14日まで

8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成22年７月20日まで

東京地方裁判所民事第８部

更生計画変更

平成２１年（ミ）第１号

東京都中央区日本橋室町１丁目８番６号

更生会社　株式会社クリード

1　決定年月日　平成22年３月12日

2　主文　本件更生計画を変更する。

3　更生計画変更計画の要旨

本件更生計画第８章第５節の次に、以下の規定を追加する。

第６節　募集株式の追加発行

1　管財人は、裁判所の許可を得て、第８章による変更後の定款第６条に定める発行可能株式総数に満つるまで、募集株式の発行を行うことができる。

2　上記１の場合における募集株式の割当は、裁判所の許可を得て、管財人が行う。

第７節　資本準備金の減少

管財人は、裁判所の許可を得て、第８章第２節により増加した後の資本準備金の額を減少し、減少する資本準備金の額の全部を資本金とすることができる。

東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第２号

仙台市宮城野区新田２丁目２番27号

再生債務者　木村　栄喜

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　仙台市青葉区一番町１丁目17―24高裁前ビル４階　ひかり法律事務所　弁護士　佐藤　美砂

平成22年３月11日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再）第１号

福岡県大牟田市西新町15番地17

再生債務者　有限会社サンワエンジニアリング

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　福岡県久留米市櫛原町55―１第一秋葉ビル201号　田中・松尾法律事務所　弁護士　松尾　佳子

平成22年３月11日

福岡地方裁判所大牟田支部

再生手続による債権者集会招集

平成２０年（再）第１５号

福岡市早良区次郎丸２丁目４番26号

再生債務者　エスティエンジニアリング株式会社

1　期日　平成22年４月20日午後２時

2　会議の目的　再生計画案の審理及び決議

平成22年３月12日

福岡地方裁判所第４民事部

再生計画認可

平成２０年（再）第４号

山口県下関市伊倉本町20番10号

再生債務者　株式会社タイユウ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成22年３月11日　山口地方裁判所下関支部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号

大分県日田市元町190番地の２

再生債務者　合資会社横大商事

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨　本件再生手続を終結する。

平成22年３月11日　大分地方裁判所日田支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１９号

埼玉県桶川市西１丁目８番16号

再生債務者　萩原　康伸

1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年４月１日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月15日から平成22年４月22日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２５号

埼玉県蕨市北町１丁目14番４号　呉荘201号

再生債務者　山田　明博

1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年４月１日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月15日から平成22年４月22日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１５号

埼玉県入間市大字上藤沢618番地10

再生債務者　阿久津哲郎

1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年４月１日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月15日から平成22年４月22日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第５３号

千葉県市川市新井３丁目21番16号

再生債務者　吉野　　学

1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年４月１日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月15日から平成22年４月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第６５号

千葉県市川市新井１丁目24番26号　寿荘201号

再生債務者　工藤健太郎

1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年４月１日まで

4　一般異議申述期間　平成22年４月15日から平成22年４月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係